

(1) 定期・臨時の水質検査

● 定期水質検査

- 1日1回 消毒の残留効果に関する検査
- 半年に1回 以下の1413項目の水質検査

①一般細菌、②大腸菌、③亜酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤鉄及びその化合物、⑥塩化物イオン、⑦カルシウムマグネシウム等（硬度）、⑧有機物（全有機物炭素（TOC）の量）、⑨pH値、⑩味、⑪臭気、⑫色度、⑬濁度、⑭アンモニウム態窒素に関する検査

- 1年に1回 以下の3項目の水質検査

①テトラクロロエチレン、②トリクロロエチレン、③ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）

● 臨時検査

供給する水が水質基準に適合しない恐れがあるときは、臨時検査を行ってください。

● 記録の保存

水質検査の記録を作成し、検査を行った日から3年間保存してください。

(2) 届出

● 以下の場合、市に届出を行ってください。

- 施設の変更工事を行うとき（様式第5号）
- 設置者、管理責任者の住所または氏名、法人または組合の事務所の所在地、名称、代表者の氏名変更などがあつたとき（様式第10号）
- 施設を廃止したとき（様式第12号）

● 届出様式

別添の様式をご使用いただくか、市公式ホームページから必要書類をダウンロードしてください。

● 提出部数：正副2部

● 締切：令和8年6月30日（火）

● 提出方法

生活環境課窓口へご持参いただくか、郵送で届け出てください。

郵送で届け出る際に書類の控えが必要な場合は、必ず返信用封筒を同封してください。

送付先：〒301-8611 茨城県龍ケ崎市 3710 番地 龍ケ崎市役所  
都市整備部 生活環境課 生活環境・鳥獣対策G

市公式ホームページ

